

平成17年(ワ)第87号,同18年(ワ)第16号

平成19年3月23日

原告 山田 稔也2名

被告 (独)農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(21)

原告ら訴訟代理人

弁護士 安藤 雅樹

同 神山 美智子

同 笠原 一浩

同 柏木 利博

同 光前 幸一

同 富山 喜久雄

同 駒井 忠重

同 近藤 卓史

同 竹澤 克己

同 伊達 雄介

同 馬場 秀幸

同 若槻 義宏

同 柳原 敏夫

新潟地方裁判所高田支部 御中

被告の準備書面(35)に対し、以下のとおり意見を述べる。

第1 被告からの鑑定嘱託申請の必要性

- 1 裁判所は、前回の弁論準備期日において、原告が平成18年8月18日付けで申請した「本件GMイネからディフェンシンがイネ対外に溶出する可能性があること」の確認を目的とする実験(免疫測定法及び生物検定法)に関する鑑定嘱託について、免疫測定法による実験の嘱託を決定した。
- 2 被告は、原告の鑑定嘱託申請の必要性を争うとともに、これが実施されることを慮り、独自に鑑定目的を設定し、鑑定方法についても自らの見解を示してきたが、本準備書面(35)においても、鑑定目的を「組換えイネからのカラシナ・ディフェンシン多量溶出の有無」とし、原告の鑑定目的とは、その視点を異にしているようである。
また、鑑定の客体についても、原告が何ら求めていない「水田水」を対象の一つに加えている。
- 3 このように、被告の意見は、原告の鑑定申請とは、その目的、客体を異にし、その方法も独自の提案をしているのであるから、もはや、原告の鑑定申請に対する意見という域をはるかに超え、別箇の鑑定申請というべきものである。
したがって、被告が、もし、その意見を維持しようとするのであれば、別途、自らがその目的にかなった鑑定を申請すべきであろう。

第2 鑑定試料の提供について

- 1 被告の本準備書面(35)によると、鑑定実験に必要な試料のうち、被告が提供するの、「遺伝子組み換えイネ」と「水田水」のみとする意向のようであるが、もし、そうであれば、原告らとしては、被告の本鑑定に対する非協力的な姿勢に異議を述べざるをえない。
- 2 前回の弁論準備期日においては、裁判所が決定した免疫測定法の実験で必要となる「精製カラシナ・ディフェンシン」や「カラシナ・ディフェンシン抗体」は、その一定量を保持している被告が提供することを前提に、嘱託先に、実験手法の選択とともにその必要量を至急、確認していただき、被告からその提供を受けて、本鑑定をできるかぎりスムーズに終了させることで裁判所、原告、被告の三者が了解していた筈である。
- 3 もし、被告において、この了解を反故にするというのであれば、その理由を明らかにされたい。

第3 被告の反論書添付の希望について

1 被告は、鑑定嘱託先が実験手法を適切に選択するため、原告が準備書面(17)で提案した鑑定手法に対する反論書を、鑑定嘱託先に送付したいとのことである。

その理由として、原告準備書面(17)には、被告提案手法(準備書面26)に対する反論が記載されているからということのようであるが、原告準備書面(17)は、被告準備書面(26)が提出される以前に、裁判所に提出されたものであり、原告提案の合理性を簡潔に記載しているものの、被告提案に対する意を尽くした反論は何らなされていない。

もし、被告に、上記反論書の添付を許可するのであれば、原告にも同様な機会が付与されるべきである。

以上